

火災共済のご契約にあたって [重要事項説明書]

この説明書はご契約に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたいものをまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解の上、お申込をいただきますようお願いいたします。

また、この説明書のほか「ご契約のしおり」に詳しく記載されておりますので、あわせてご確認のうえ、大切に保存してください。

— お申込みにあたって重要な事項 —

☆加入できる方

愛知県内にお住まいの方、もしくはお勤めの方

☆組合出資金

契約するためには組合員となる必要があります。

組合員となるために、出資1口以上（1口、50円）が必要です。



☆共済金額（契約金額）の決め方

万が一に備えて、最高限度額いっぱいにご契約されることをお勧めします。

共済金額が最高限度の70%以上であれば、次の再取得価額特約が自動的に付帯されます。

再取得価額特約

火災等によって損害を被った場合、共済金額（契約金額）を限度とし、建物・動産の新しい又は古いに関係なく同程度のものを再築又は再取得できる額をお支払します。ただし、修復を加えて再使用できる場合は、修復に要する額をお支払します。

☆共済期間

申込みをされた翌日正午から1年間

☆共済掛金の払込み

1年分を一括して払込みください。またご希望により、ゆうちょ銀行、ゆうちょ銀行以外の金融機関（銀行・信用金庫・農業協同組合等）を利用した口座振替もご利用いただけます。

☆他の契約がある場合

それぞれの契約金額の合計が財産価値を超えて契約されますと、万が一のときに共済金が調整されることがありますので、詳細について組合にご相談ください。

☆利用分量割戻金

剰余が生じた場合は、その事業年度末現在の共済契約者に利用分量に応じて、割戻しを行います。ただし、割戻金は出資金に振替え、脱退時に払戻します。

☆自然災害見舞金

地震・風水害等の自然災害は「震災及び風水害等見舞金に関する規則」の定めにより、最高100万円を限度にお見舞金をお支払いします。

☆個人情報の取扱い

契約締結及び維持管理のために取得した個人情報は、当組合の火災共済事業以外の目的では使用いたしません。

— ご契約の内容について重要な事項 —

★共済の対象となる事故

・火災 ・破裂又は爆発 ・航空機の墜落 ・自動車の飛び込み ・水漏れ ・落雷 ・盗難

★共済の目的

・建物

所有し居住する建物又は所有し居住用に貸す建物

（電気・ガス設備等の付属設備、門・塀等の付属工作物、物置・納屋等の付属建物を含む。）

・動産

居住する建物内に収容されている動産（家財等）

★建物の構造区分

- ・耐火構造…下記のいずれかに該当する建物

ア 建物の主要構造物のうち、柱、はり及び床がコンクリート造又は鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根、小屋組及び外壁のすべてが不燃材で造られたもの（鉄筋コンクリート造等）

イ 外壁のすべてがコンクリート造（ALC造）、コンクリートブロック造、レンガ造又は石造の建物

- ・木造………上記以外の建物

（注）建物の建築確認通知書等で確認してください。

★併用住宅の専用住宅扱い契約

- ・業務用火気を使用しない併用住宅
- ・その店舗等の占める面積が延べ面積の50%未満

どちらも該当する場合、専用住宅として契約することができます。

★契約後に通知していただきたいこと

契約内容に以下の事実が生じた場合には、すみやかに組合まで通知してください。

通知がないと、共済金をお支払いできないことがあります。

（例）・建物の用途変更 ・建物の増改築等 ・30日以上空家等 ・移転、解体、譲渡等

★契約が無効となる場合

- ・他人のために共済契約を締結したとき
- ・契約当時、共済目的（建物及び動産）が既に火災等による損害を被っていたときやその原因が発生していたことを知っていたとき

★契約が解除となる場合

- ・故意又は重大な過失により重要な事実を告げず、又は不実のことを告げたとき
- ・前述の「契約後に通知していただきたいこと」の事実が発生したとき（ただし、組合が共済契約の存続を承諾したときを除きます。）
- ・正当な理由が無く、組合の検査を拒み、又は妨げたとき
- ・詐欺の行為があったとき

★事故が起こったとき

火災等の損害が発生したときは、すみやかに組合までご連絡ください。

★共済金の支払い

- ・共済価額（限度額）の70%以上の契約
火災等共済金の額＝損害の額

- ・共済価額（限度額）の70%未満の契約

火災等共済金の額＝共済金額× $\frac{\text{損害の額}}{\text{共済価額} \times 70\%}$

- ・さらに臨時費用共済金、残存物取片づけ費用共済金、失火見舞費用共済金、修理費用共済金、漏水見舞費用共済金も支払われます。

★共済金がお支払いできない主な損害

- ・共済契約者の故意又は重大な過失により生じた損害
- ・共済契約者と同一世帯に属する者の故意によって生じた損害
- ・戦争その他の変乱によって生じた損害
- ・地震又は噴火若しくはこれらによる津波によって生じた損害

★第三者の行為による損害

第三者の行為によって火災、自動車の飛込み、漏水等の損害が生じ、その第三者から損害賠償を受けたときは、お支払いする共済金の額から損害賠償額を差し引いてお支払いします。

★共済金をお支払いした後の契約

共済金額（契約金額）からお支払いした共済金の額を差し引いた残額が、共済期間満了までの共済金額（契約金額）となります。なお、この残額が共済金額（契約金額）の20%未満となったときは、契約は消滅します。

★時効

共済金及び共済掛金払戻金の支払いを請求する権利は、2年を経過すると時効によって消滅します。

名古屋市民火災共済生活協同組合

名古屋市昭和区御器所通2丁目16番地（昭和消防署ビル6階）



0120-533-599

FAX 052-842-7007

052-842-5335

（9:00～17:00/土・日・祝日は除く）

<http://www.nagoya-kyosai.or.jp/>